

9 月 1 3 日 (木)

(第 3 日 目)

平成30年第4回南関町議会定例会（第3号）

平成30年9月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第4号 | 平成29年度南関町財政健全化判断比率の状況について |
| 日程第2 | 議案第44号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成30年度南関町一般会計補正予算(第2号)) |
| 日程第3 | 議案第45号 | 南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者分担金徴収条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第46号 | 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第47号 | 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第48号 | 南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第49号 | 平成29年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8 | 議案第50号 | 平成29年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 議案第51号 | 平成29年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第52号 | 平成29年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第53号 | 平成29年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第54号 | 平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第55号 | 平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 議案第56号 | 平成29年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 議案第57号 | 平成30年度南関町一般会計補正予算(第3号)について |

- 日程第16 議案第58号 平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第17 議案第59号 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第18 議案第60号 平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第61号 平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第62号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第21 委員会報告について
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第1号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情
- 日程第22 委員会報告について
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第2号 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第1 議案第63号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 閉会中の継続審査について
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第2号 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第3 閉会中の継続調査について
「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第4 閉会中の継続調査について
「総務産業常任委員会」
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について
「広報常任委員会」
- 追加日程第6 閉会中の継続調査について
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 西田 恵介 君 | 2番 北原 浩一郎 君 |
| 3番 中村 正雄 君 | 4番 立山 比呂志 君 |
| 5番 杉村 博明 君 | 6番 井下 忠俊 君 |
| 7番 立山 秀喜 君 | 8番 打越 潤一 君 |

9番 鶴地 仁 君
11番 境田 敏高 君

10番 橋永 芳政 君
12番 酒見 喬 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町	長	佐藤 安彦 君	税務住民課長	古澤 平 君
副町	長	雪野 栄二 君	福祉課長	島崎 演 君
教育	長	谷口 慶志郎 君	経済課長	東田 彰夫 君
総務課	長	北原 宏春 君	建設課長	大木 義隆 君
会計管理者		寺本 一誠 君	教育課長	赤木 二三也 君
まちづくり課	長	坂田 浩之 君		

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 深浦 正勝 君 書記 福山 尚樹 君

開議 午前10時00分

-----○-----

- 議長（酒見 喬君） 起立。礼。お疲れさまです。お座りください。
おはようございます。これから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 報告第4号 平成29年度南関町財政健全化判断比率の状況について

- 議長（酒見 喬君） 日程第1、報告第4号、平成29年度南関町財政健全化判断比率の状況についてを議題にします。
本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成30年度南関町一般会計補正予算（第2号））

- 議長（酒見 喬君） 日程第2、議案第44号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。
本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。
これから議案第44号を採決します。
お諮りします。
本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第44号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第45号 南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者分担金徴収条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、議案第45号、南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者分担金徴収条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者分担金徴収条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第46号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、議案第46号、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第47号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第5、議案第47号、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第48号 南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第6、議案第48号、南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） 2点質問させていただきます。

まず、一つは楽しみ通われてる来館者の方たちへの説明のスケジュールをお伺いしたいということと、もう1点は代わりのお風呂となる交流センターのお風呂が、4月1日から夜を含めて代わりになるような体制に整うかどうか、この2点についてお伺いします。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） はい。

中村議員の御質問の1点目について回答いたします。温泉施設の廃止に伴う住民及び利用者への周知につきましては、本条例の制定について議決をいただければ、本格的な周知も行うことはできないだろうということから、今議会に本条例の廃止についてを議案上程をさせていただいております。

本条例の施行につきましては、来年4月1日より施行することとしており、条例施行まで約半年間ございます。住民に対しましては、防災行政無線、広報なんかん等を活用し、周知を図っていきたいと考えております。

また、今後開催します町政懇談会においても、今年度をもって温泉施設を廃止する理由等を丁寧に説明をしていきたいと考えております。併せて、うから館を御利用いただいております町外の方等につきましては、館内に貼り紙を行い周知を図る他、うから館の従業員の方へも周知について、御協力いただきますようお願いしたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） はい、福祉課のほうからは2点目のうから館の入浴施設閉鎖後の、利用者の方へのその後の利用に対応をどのように考えているかということだと思います。

交流センターを利用の方々の対応できる施設に対して、まず、うから館の入浴施設を利用されている方々が、交流センターの入浴施設をどの程度利用されるかの必要度といたしますか、利用の状況を把握する必要があると思いますので、まず試行的に2カ月程度試行を4月から設けまして、その状況を把握したいと思っております。

そして、その状況で、その後の対応を更に検討していきたいと思っているところでございます。

また、現在のうから館の入浴の利用の時間を延長することで、対応を含めて考えているところでございます。

失礼しました。交流センターの現在の入浴の時間を延長して対応をしたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） はい、分かりました。

利用者の方は、新聞では発表されて町から全然お知らせがないということ、結構不満、一応今のお話で、この条例が終わった後にしかできなかったというのは分かりましたけれども、そういう不満の声をかなり聞きますので、代替案を含めて丁寧な説明を今後よろしく願いいたします。

○議長（酒見 喬君） よろしいですか。

○3番議員（中村正雄君） はい。

○議長（酒見 喬君） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（酒見 喬君） 1番議員。

○1番議員（西田恵介君） はい。このうから館の廃止についての条例について、今までの流れからして、なくす前提の説明ではなかったかなという気がいたします。もちろん入館者の減少等により、町からの持ち出し等の費用がかかっているというのは理解できますが、それ以前の努力とか、そういった足跡があまりにもなかったような気がいたしますので、もう少し努力して入館者等の増を図るべきではなかったのかなというのが私の考えであります。

また、昨日ですね、全協の中で「いだてん」のチラシがありましたが、お隣の和水町においては2カ所温泉施設がチラシの中に入っておりました。南関町については、そこがありません。そういう点で、やはり町のPRであったり、来館者、今まで来られていた方、そういうのが来られないという点では、やはり、もう少し観光施設という意味でも、努力すべきでなかったかと思っておりますので、私は反対いたします。

以上です。

○議長（酒見 喬君） すみません。最初聞けばよかったんですが。

西田議員、質問か討論か。

○1番議員（西田恵介君） 討論。

○議長（酒見 喬君） 反対の討論ですね。

○1番議員（西田恵介君） 反対の討論ですね。

○議長（酒見 喬君） はい、分かりました。

ただいま、1番議員の反対の討論でした。

賛成者の討論を求めますが、賛成者ありませんか。

9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 誰も賛成の討論をしないようであればします。

事情は分かりますが、あまりにも経費がかかること、それからごく一部のといったら語弊があるかもしれませんが、限られた人数の人だけが通っている状況では、利用していない人に対する負担をずっとかけることになります。そういった意味で条例の廃止については賛成ということです。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 他にありませんか。ありませんか。なしと言ってください。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 以上で討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、起立によって採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第48号、南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第49号 平成29年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第7、議案第49号、平成29年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 28ページですけど、平成29年度の地方債発行高は一応6億4,680万になっております。町の決算書をちょっともらったんですけど、現在地方債の現在高が66億9,706万になっておりますけど、これは交付税算入の算入額と、よろしければ、そこを引くを真水出ますけど、本当の借金、真水はいくらですかね。お尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） はい。平成29年度の起債残高の状況ということで、お答えさせていただきます。

起債残高が、先ほど議員がおっしゃられましたように、66億9,706万2,000円ということでありまして、そのうち交付税算入率によりまして算入される額

が51億2,385万1,000円ということとなっております。一般財源といたしましては、差し引きの15億7,321万1,000円ということでございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、ありがとうございます。

続きまして、105ページのこの不用額ですけど、29年は2億142万が上がっております。前年度からすると約8,700万円増えておりますけど、これも一応経費削減とか、いろいろあると思いますけど、年度途中で減額補正すべきとか監査委員も言っておられます。私も以前質問したんですけど、平成21年度から、ちょっと資料を寄せましたけど、文言がいっちょん変わらんとですよ。見直ししてくださいというのは書いてありますけど、もう長年この文言がなっておりますけど、時々見直しというか、そういうのは行われてなかったんですかね。ちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 予算の執行状況ということでございましょうか。予算の執行につきましては、不用額は毎年ある程度の額というのは、予備費の確保も必要ですので、確保してきてあるところでございます。ただ執行率につきましては、どの程度の不用額が適正かというのは難しいところがございますが、事業等翌年度に繰り越したりすることがございますし、難しいところでございますけど、監査等でも、執行率については指摘を毎回受けて、毎年よく受けてきたというふうに私も認識しております。この予算の執行については、これまでもですけども、また本年度も適正な執行には努めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 文言等について代わりがないという御指摘ですが、これはどう考えておられますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 文言につきましては決算の意見書の文言ということでしたら、執行部のほうではございませんので監査員さんということになる。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、分かりました。

いや、文言が同じで、そういう指摘をされとるからですね、少しぐらい改善じゃなかで、たまに見直してください。ただ、いつも言うごつ、あんまり金額が太すぎとです。確かに不用額は分かっです。ばってん億の金がずっといこおるけんですね。だからちょっと言いよとです。その金が、絶対どっか町民さんに活かされる金があるはず。だから毎回このような9月も一般質問したように、そこを何か活かさるつとは見直してくださいっちゅうことで、ちょっとお尋ねしました。

これで最後ですから。

○議長（酒見 喬君） はい。

○11番議員（境田敏高君） 24ページのこの繰越金の問題ですけど、29年度は一応1億1,214万かな。こう繰り越しがされております。毎年繰越金がこれだけあるならばですね、私は町民の皆さんの要望に応じる余裕があると思うとですよ。これも大体、億の金がずっと繰り越し、歳入のほうに入っておりますから。

私たちは、今回こうやって決算議案をチェックしますが、やはり町民の方々の要望に応じることができないかですね。または、次年度に活かされないかもチェックせんといかんとですよ。ですから、よろしければ、こういうところは、ちょっと私も一般質問の時に言いましたけれど、ある工事が4万ぐらいしかなかったと。やっぱり繰越金がこれだけ上がんなら、やっぱり活かすような施策もしてもらいたかったですよ。次でいいです。そういうことを今度もしてください。

やはり次は、来年の予算も組まれますけど、来年のこつ言うと鬼が笑うと言われますけど、皆さんから喜ばれるような予算を組んでください。よろしく願いします。

○議長（酒見 喬君） よろしいですか。答弁はよろしいですか。

○11番議員（境田敏高君） はい、よかです。

○議長（酒見 喬君） 他にはございませんか。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 今、境田議員のほうから不用額に対してありましたけど、私も同意見であります。非常に、この不用額が2億から超しております。これは、不用額が毎年同じことを議会のほうからも言われておると思います。それでも改善されない。これは、この財政の折、他にも活かされる、もっと使うところがあるのに何で不用額を2億からするのか。それで、また何でこの不用額というのが2億からなるのかですね。これを皆さん各課でもってないと、自覚してないと。ああ、よその課がどうだということじゃなくて、この不用額を出すには、どうしても予算計上する時から分かっていることなんですよ。それをどうしても最後まで持っていけないといけない、決算までとっとかないといけない。毎年、億からの不用額が出てるんですよ。それを少しでも減らすような努力をしないと、こんなに2億から不用額を出すのは、おかしいんじゃないですか。ゼロにするのは、絶対ありえないです、それはですね。でも2億から出るというのは、本当毎回、決算の時には毎年言ってますけど、こんなに増えてるの今回2億1,42万5,742円出ておりますけど、この額を努力が足りないんじゃないかと。もう少しとっておくのは、もう少し財政的にも厳しくしないと、何で予算計上からもっとしっかりと見極めて、毎年不用額

が出ている大きなところがあります。そういったのは見直しが必要と思います。ぜひ見直しをして、今度は来年、来年の決算、こんな数字を出さないように努力をしてください。よろしくお願いします。

○議長（酒見 喬君） 答弁をお願いします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） はい。先ほどの境田議員の御質問にもありましたけれども、この不用額につきましては、総務課先頭になって、予算査定から補正予算、当初予算はもちろんですが、補正予算時も、更に査定を徹底して補正予算の上程、この時にもきちんと対応していかなければならないと改めて思ったところでございます。

また、各それぞれの課で、そのへんの要求時の考え方というの、きちんと指導といいますか、話をしていかなければならないというふうに思っています。

ただ、不用額がなくなるというのは、議員もよく御存じのとおり、できないと。はっきり言ってできないと思っております。予算の柔軟性も確保するためにも、ある程度の予備費あるいは不用額というのは出てくるかとは思いますが、やはり指摘を受けて多すぎるといふようなところが、やっぱりあっているというふうに思いますので、徹底をしていきたいというふうに思っております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） この不用額について近隣の町と比較した場合、南関は多いほうですか、少ないほうですか、この不用額というのは。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 近隣を全て把握しているわけではございませんが、29年度和水町の決算をお聞きしましたところ、2億400万の不用額があったというふうに聞いております。予算規模も、そう多分変わらないと思いますので、南関町が2億100万ということで、数字的には同じ金額だとは思いますが、多分和水町のほうも多いのかなと、そういうことでは、というふうには思っているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 最後になりますけど、この不用額が近隣とあまり変わらないということですけど、どこの町村も、町もこれに対して努力が足りないと思います。南関だけじゃなくてですね。南関は、もっと努力して、この不用額を減らす方向で、もっともっと監査委員さんからの指摘もあると思います。議会としても、こらへんを十分に今後も見ていきたいと思っております。不用額ができるだけ出ないように、また他の事業に対してもありますので、その不用額に対して厳しい目線で見たいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 答弁はいりませんか。

○5番議員（杉村博明君） いりません。

○議長（酒見 喬君） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、平成29年度南関町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第8 議案第50号 平成29年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第8、議案第50号、平成29年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、平成29年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出

決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第 9 議案第 5 1 号 平成 2 9 年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第 9、議案第 5 1 号、平成 2 9 年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 1 号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 1 号、平成 2 9 年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第 1 0 議案第 5 2 号 平成 2 9 年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第 1 0、議案第 5 2 号、平成 2 9 年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 2 号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、平成29年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第11 議案第53号 平成29年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第11、議案第53号、平成29年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、平成29年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第12 議案第54号 平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第12、議案第54号、平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第13 議案第55号 平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第13、議案第55号、平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第14 議案第56号 平成29年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第14、議案第56号、平成29年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、平成29年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第15 議案第57号 平成30年度南関町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第15、議案第57号、平成30年度南関町一般会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、平成30年度南関町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第58号 平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第

2号) について

○議長（酒見 喬君） 日程第16、議案第58号、平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第59号 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第17、議案第59号、平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第60号 平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第18、議案第60号、平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第61号 平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第19、議案第61号、平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第62号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（酒見 喬君） 日程第20、議案第62号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第1号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情

○議長（酒見 喬君） 日程第21、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第1号、最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、橋永芳政君。

○総務産業常任委員会委員長（橋永芳政君） はい、議長。

○議長（酒見 喬君） 総務産業常任委員会委員長、橋永芳政君。

○総務産業常任委員会委員長（橋永芳政君） 南関町町議会議長、酒見喬様。

総務産業常任委員会委員長、橋永芳政。

陳情審査報告書。

すみませんが、一つ誤字がございますので、その前に発表する前に、訂正をお願いいたします。

委員会の意見というようなことで書いてありますけれども、その一番下でございますが、「今後も地域情勢に応じた額が示される」と書いておりますけど、「示されると思うため」というようなことで「る」に変更をお願いします。分かりますか。

じゃあ最初からいきます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第1号。

付託年月日、平成30年6月12日。

件名、最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情。

審査の結果、不採択とすると。

委員会意見、平成30年度の厚生労働省は、地域別最低賃金改定額を地域情勢などに応じて、県内では、23円の上げ額で時給760円となった。平成28年度からは、20円台の上げ額で推移している。今後も地域情勢に応じた額が示されると思うため。

以上で終わります。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、不採択とすることです。委員長報告のとおり、不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、陳情第1号、最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度および、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情は、不採択とすることに決定しました。

-----○-----

日程第22 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（酒見 喬君） 日程第22、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第2号、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

○議長（酒見 喬君） 総務産業常任委員会委員長、橋永芳政君。

○総務産業常任委員会委員長（橋永芳政君） 南関町町議会議長、酒見喬様。

南関町総務産業常任委員会委員長、橋永芳政。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第2号。

付託年月日、平成30年6月12日。

要件、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情。

審査の結果、継続とする。

委員会の意見、工事の実施状況を見守り早期に工事完了を進めるため。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[[「ありません」と呼ぶ者あり]]

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[[「ありません」と呼ぶ者あり]]

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、継続審査とすることです。

委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、陳情第2号、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） お諮りします。ただいま町長ほかから、議案第63号、工事請負契約の締結についてなど6件が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程1から追加日程第6として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、工事請負契約の締結についてなど6件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

〔議案書配付〕

○議長（酒見 喬君） 事務局長に議案名の朗読をさせますので、確認してください。

○議会事務局長（深浦正勝君） 議長。

○議長（酒見 喬君） 事務局長。

○議会事務局長（深浦正勝君） 議案名を読み上げます。

（議案書朗読）

○議長（酒見 喬君） 配付漏れ等ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

追加日程第1 議案第63号 工事請負契約の締結について

○議長（酒見 喬君） 追加日程第1、議案第63号、工事請負契約の締結についてを議題にします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（北原宏春君） 議長。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 議案第63号、工事請負契約の締結について、提案理由及び内容を説明いたします。

庁舎建設に伴います、旧南関高校体育館等解体工事については、平成30年3月議会において予算の議決をいただき、5月に設計業務を委託し、7月末で完了いたしました。

その後、入札手続きを行い、8月28日に指名競争入札の上、請負業者が決定し

たところございまして、9月3日に工事請負の仮契約を締結いたしております。

契約の相手方は、南関町大字関町1236番地、津留建設株式会社、代表取締役、津留克也。

請負金額は、9,990万円でございます。

建物等、解体の主なものとしましては、体育館、鉄骨造2階建て、延床面積909.9平米、1棟。柔剣道場、鉄骨造平屋建て、延床面積432平米、1棟。プール、鉄筋造り、736平米、1棟などで、解体の総棟数は16棟、総延床面積2,974平米でございます。

その他に自転車置き場、鉄骨造スレート葺き平屋建て。渡り廊下、鉄骨造折半葺き平屋建て。外構工作物撤去、樹木等撤去でございます。

次に設計額でございますが、仮設工一式、334万5,324円。解体工一式、7,606万1,770円。その他、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、消費税等合わせまして、1億272万4,200円でございます。

入札指名事業者は、10社。町内4社、玉名管内6社ございまして、落札率は97.25%でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条では、議会の議決に付さなければならない契約は予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負となっており、議決すべき契約でございますので、今回御提案するものでございます。

以上で、工事請負契約の締結についての説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----
追加日程第2 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（酒見 喬君） 追加日程第2、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第2号の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----
追加日程第3 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第3、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----
追加日程第4 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の調査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正等の字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。

平成30年第4回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前11時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 30 年 第 4 回 定 例 会

平成 30 年 9 月 発 行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 酒 見 喬
編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 深 浦 正 勝
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111

